

**訂正とお詫び**

下記の図書において、内容の一部に訂正がございます。深くお詫び申し上げますとともに、以下のように訂正いたします。

■ 教材：2級電気通信工事施工管理技士 第一次検定 テキスト(改訂第三版)

頁	該当箇所	誤	正
232	第4編 第1章 建設業法 ⑤.建設工事の見積り	<p>①建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとに材料費、労務費その他の経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。</p> <p>②建設業者は、注文者から請求があった時は、請負契約が成立するまでに、その見積書を交付しなければならない。</p>	<p>①建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際しては、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費等<u>その他当該建設工事の施工のために必要な経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を記載した建設工事の材料費等記載見積書</u>を作成するよう努めなければならない。</p> <p>②建設業者は、建設工事の注文者から請求があった時は、請負契約が成立するまでに、<u>当該材料費等記載見積書</u>を交付しなければならない。</p> <p>(2025年12月法改正)</p>
283	第4編 第8章 電波法 側注 補足部分 下から3行目	<p>無線設備</p> <p>→免許状が必要</p>	<p>無線設備</p> <p>→免許記録(状)が必要</p>

頁	該当箇所	誤
284	第4編 第8章 電波法 ページ下部の表部分	<p>The flowchart under '誤' shows the following process flow:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 原則: 免許の申請(法6条) → 免許の審査(法7条) → 予備免許(法8条) → 落成後の検査(法10条) → 免許の付与(法12条) → 免許状(法14条)</li> <li>②-1 簡易な免許手続: 簡易な免許手続(法15条) receives input from 予備免許(法8条) and 落成後の検査(法10条), leading to 免許の付与(法12条).</li> <li>②-2 包括免許制度: 特定無線局の免許の特例(法27条の2) → 包括免許制度 receives input from 予備免許(法8条) and 落成後の検査(法10条), leading to 免許の付与(法12条).</li> <li>②-3 登録: 登録申請(法27条の18) → 登録の実施(法27条の19) → 登録状の付与(第12条) → 無線局の開設の届出(第27条の31)</li> <li>③ 登録申請(法27条の18) is the starting point for the registration path.</li> <li>④ 登録の実施(法27条の19) is the step before issuing the registration certificate.</li> <li>⑤ 登録状の付与(第12条) is the step before the license is issued.</li> </ul>
		<p style="text-align: center;"><b>正</b></p> <p>The flowchart under '正' shows the following process flow:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 原則: 免許の申請(法6条) → 免許の審査(法7条) → 予備免許(法8条) → 落成後の検査(法10条) → 免許の付与(法12条) → 免許記録(法14条)</li> <li>②-1 簡易な免許手続: 簡易な免許手続(法15条) receives input from 予備免許(法8条) and 落成後の検査(法10条), leading to 免許の付与(法12条).</li> <li>②-2 包括免許制度: 特定無線局の免許の特例(法27条の2) → 包括免許制度 receives input from 予備免許(法8条) and 落成後の検査(法10条), leading to 免許の付与(法12条).</li> <li>②-3 登録: 登録(法27条の21) → 登録の実施(法27条の22) → 証明書の交付(法27条の23)</li> <li>③ 登録(法27条の21) is the starting point for the registration path.</li> <li>④ 登録の実施(法27条の22) is the step before delivering the certificate.</li> <li>⑤ 証明書の交付(法27条の23) is the final step of registration.</li> <li>② 包括免許の付与(第27条の5) is the step following the issuance of the license.</li> </ul>
		<p>上記、表の変更点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①免許状(法14条) → 免許記録(法14条) に訂正</li> <li>②包括免許の付与(法27条の5) を追加</li> <li>③登録申請(法27条の18) → 登録(法27条の21) に訂正</li> <li>④登録の実施(法27条の19) → 登録の実施(法27条の22) に訂正</li> <li>⑤登録状の付与、無線局の開設の届け出 → 証明書の交付(法27条23) に訂正</li> </ul>

頁	該当箇所	誤	正
287	第4編 第8章 電波法 ページ中央の 項目6	6. 免許状 総務大臣は、無線局の免許を与えたときは、次に掲げる事項が記載された免許状を交付する。  Check!! 記載事項	6. 免許記録  Check!! 記録事項（記載事項）

■ 教材：2026年度2級電気通信工事施工管理技士 第一次検定 分野別過去問題集

頁	該当箇所	誤	正
358	第4編 第1章 建設業法 問題11、問題12 解答部分	右枠内を参照	出題当時は適当であったが、令和7年12月12日の法改正で、設問内容の法20条が「建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際しては、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費等その他当該建設工事の施工のために必要な経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を記載した建設工事の材料費等記載見積書を作成するよう努めなければならない。」と改められた。